22　紛争の解決（第三五条関係）
　締約国は、この条約の解釈又は適用に関する紛争を交渉によって解決するよう努める。交渉によって合理的な期間に解決することができないものは、仲裁に付される。一定の場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
23　議定書との関係（第三七条関係）
　この条約は、一又は二以上の議定書により補足することができる。議定書の締約国となるためには、この条約の締約国でなければならない。
24　効力発生（第三八条関係）
　条約は、四〇番目の批准書等が寄託された日の後九〇日目の日に効力を生ずる。

◇国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書（条約第二二号）（外務省）

　この議定書は、人身取引を防止すること等を目的として、人身取引に係る一定の行為の犯罪化、人身取引の被害者の保護、人身取引の防止措置、国際協力等につき規定するものである。この議定書は、前文、本文二〇箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。
1　国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約との関係（第一条関係）
　㈠　この議定書は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足するものであり、同条約とともに解釈される。
　㈡　同条約の規定は、この議定書に別段の定めがある場合を除くほか、この議定書について準用する。
　㈢　第五条の規定に従って定められる犯罪は、同条約に従って定められる犯罪とみなす。
2　目的（第二条関係）
　この議定書は、⑴人身取引を防止し、及びこれと戦うこと、⑵人身取引の被害者を保護し、及び援助すること、並びに⑶⑴及び⑵の目的を実現するために締約国間の協力を促進することを目的とする。
3　用語（第三条関係）
　㈠　「人身取引」とは、搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくはぜい弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受することをいう。搾取には、少なくとも、他の者を売春させて搾取することその他の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隷化若しくはこれに類する行為、隷属又は臓器の摘出を含める。
　㈡　㈠という手段が用いられた場合には、人身取引の被害者が㈠という搾取について同意しているか否かを問わない。
　㈢　搾取の目的で児童を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受することは、㈠ないういずれの手段が用いられない場合であっても、人身取引とみなされる。
　㈣　「児童」とは、一八歳未満のすべての者をいう。
4　適用範囲（第四条関係）
　この議定書は、別段の定めがある場合を除くほか、第五条の規定に従って定められる犯罪であって、性質上国際的なものであり、かつ、組織的な犯罪集団が関与するものの防止、捜査及び訴追並びに当該犯罪の被害者の保護について適用する。
5　犯罪化（第五条関係）
　㈠　締約国は、故意に行われた第三条に規定する行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。
　㈡　締約国は、自国の法制の基本的な概念に従うことを条件として、㈠に従って定められる犯罪の未遂等を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。
6　人身取引の被害者に対する援助及び保護の提供（第六条関係）
　㈠　締約国は、適当な場合には、自国の国内法において可能な範囲内で、人身取引の被害者の私生活及び身元関係事項を保護する。
　㈡　締約国は、適当な場合には、人身取引の被害者に対して関連する訴訟上の手続に関する情報等を提供する措置を自国の法律上又は行政上の制度に含めることを確保する。
　㈢　締約国は、適当な場合には、非政府機関その他の関連機関及び市民社会の他の集団と協力して、人身取引の被害者の身体的、心理的及び社会的な回復のために、適当な住居、カウンセリング、医学的援助等の提供を含む措置をとることを考慮する。
7　受入国における人身取引の被害者の地位（第七条関係）
　締約国は、適当な場合には、人身取引の被害者が一時的又は恒久的に当該締約国の領域内に滞在することを認める立法その他の適当な措置をとることを考慮する。
8　人身取引の被害者の送還（第八条関係）
　㈠　締約国は、不当に遅滞することなく、人身取引の被害者であって、自国民であるもの又は受入締約国の領域に入った時点で自国に永住する権利を有していたものの送還を、その者の安全に妥当な考慮を払いつつ、容易にし、及び受け入れる。
　㈡　締約国が人身取引の被害者を他の締約国に送還する場合であって、その者が当該他の締約国の国民であるとき、又はその者が受入締約国の領域に入った時点で当該他の締約国に永住する権利を有していたときは、その送還は、その者の安全及びその者が人身取引の被害者であるという事実に関連するあらゆる法的手続の状況に妥当な考慮を払いつつ行われる。
9　人身取引の防止（第九条関係）
　締約国は、人身取引を防止し、及びこれと戦うことについての包括的な政策等を定める。締約国は、人身取引を防止し、及びこれと戦うため、調査、情報提供活動等の措置をとるよう努める。
10　情報交換及び訓練（第一〇条関係）
　締約国の法執行当局、出入国管理当局その他の関係当局は、適当な場合には、自国の国内法に従って情報を交換することにより相互に協力する。締約国は、人身取引の防止に当たる職員を訓練し、又はその訓練を強化する。
11　国境措置（第一一条関係）
　締約国は、可能な範囲内で、人身取引を防止し、及び探知するために必要な国境管理を強化する。締約国は、商業運送業者によって用いられる輸送手段が第五条の規定に従って定められる犯罪の実行に利用されることを可能な範囲内で防止するため、立法その他の適当な措置をとる。
12　文書の安全及び管理（第一二条関係）
　締約国は、利用可能な手段の範囲内で、自国が発給する旅行証明書等が容易に悪用されず、かつ、容易に偽造されない品質であることを確保するために必要な措置をとる。
13　文書の正当性及び有効性（第一三条関係）
　締約国は、他の締約国から要請があった場合には、自国の国内法に従い、合理的な期間内に、自国の名において発給された旅行証明書であって人身取引において使用されている疑いがあるもの等について、その正当性及び有効性を確認する。
14　保留条項（第一四条関係）
　この議定書のいかなる規定も、国際法の下における国家及び個人の権利、義務及び責任に影響を及ぼすものではない。この議定書に規定する措置は、人身取引の被害者であることを理由にその者を差別的に取り扱うことがないように解釈され、かつ、適用される。
15　紛争の解決（第一五条関係）
　締約国は、この議定書の解釈又は適用に関する紛争を交渉によって解決するよう努める。交渉によって合理的な期間内に解決することができないものは、仲裁に付される。仲裁の要請の日の後六箇月で仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
16　効力発生（第一七条関係）
　この議定書は、四〇番目の批准書等が寄託された日の後九〇日目の日に効力を生ずる。

◇国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書（条約第二三号）（外務省）

　この議定書は、移民を密入国させることを防止すること等を目的として、移民を密入国させること、移民を密入国させることを可能にする目的で不正な旅行証明書を製造すること等一定の行為の